

## V. 建設業者の地位の承継の認可について

### 1. 承継の認可とは

建設業者が事業の譲渡（個人事業主が生前に行う事業承継、法人成りも含む。）、会社の合併又は分割を行い、建設業の全部を他の者が承継する場合に、あらかじめ所定の手続きを経て認可を受けることで、建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。

また、建設業者が死亡した場合において、当該建設業者の相続人が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後 30 日以内に認可の申請を行うことで、被相続人の建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。

### 2. 承継の要件について

承継の認可を受けるためには、次の全てに該当していることが必要です。

#### ① 承継の事実が発生する前に申請を行い、認可を受けること。

相続以外の承継（事業の譲渡、合併及び分割）については、事実の発生前にあらかじめ認可を受ける必要があります。承継の事実が発生した後に遡って認可することはできません。そのため、遅くとも承継の事実発生日の 30 日前までに申請を完了させてください。

なお、承継申請を行おうとするときは、事前に主たる営業所の所在地を管轄する各地方局建設部又は土木事務所の窓口でご相談ください。事前相談なく承継申請をされた場合、申請書類の補正等に時間が掛かり、承継の事実が発生するまでに認可ができない恐れがあります。

#### ② 事業譲渡等によって、建設業の全部を承継先に承継させること。

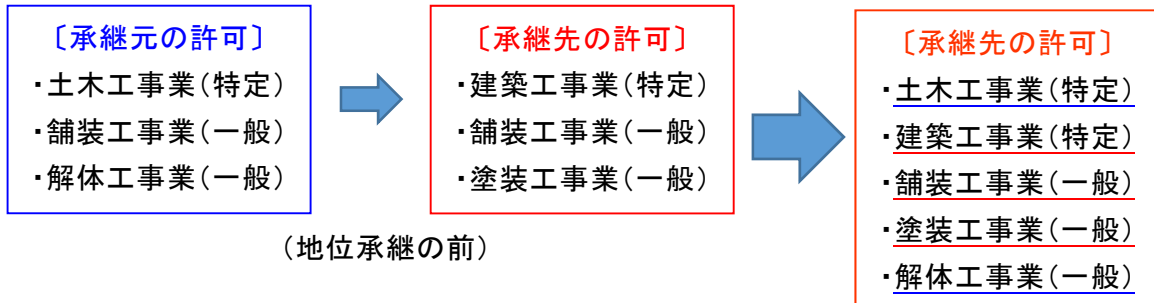
承継元が営んでいた建設業の全部を承継先に承継させる場合に限り、許可の承継が可能です。承継元が営んでいた一部の業種のみを承継することはできません。

なお、認可申請の前に一部の業種を廃業し、残った業種を全て承継させることは差し支えありません。

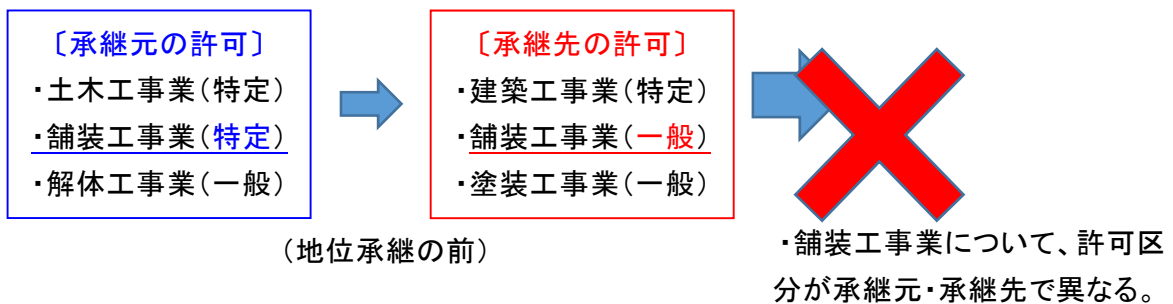
#### ③ 承継元が許可を受けている建設業の業種区分（一般、特定）について、承継先が同一の業種で異なる区分の許可を受けていないこと。

1つの業者が同一の業種について、一般建設業と特定建設業の許可を受けることはできません。このため、承継元と承継先が同じ業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じときに限り、許可の承継が可能です。

### 【承継できる例】



### 【承継できない例】



※承継先(一般)又は承継元(特定)が舗装工事業を事前に廃業すれば承継可能となります。

④ 承継後の全ての業種について、承継先が許可の要件を満たしていること。

承継先の業者は、承継後に有することとなる全ての業種について、専任技術者の配置をはじめとする許可の要件を満たすことが必要です。

なお、申請時点で承継先が建設業の許可を受けていなくても、事業譲渡等によって承継元の役員や技術者が承継先に移ることで要件を満たすことになる場合は、承継は可能です。

## 3. 承継の申請手続きについて

### (1) 申請書の提出部数について

愛媛県知事許可業者に係る認可申請を行う場合の申請書の部数は次のとおりです。

正本	1部
副本	1部
入力用紙※	1部

※カラム(申請書等のうち、□□□で表示された枠の中に書き込むようになっているもの)のある様式の写し

## (2) 申請書類等の提出先について

承継元が愛媛県知事許可を受けている場合の認可申請書は、主たる営業所の所在地を管轄する地方局建設部、または土木事務所に提出してください(「お問い合わせ先」を参照)。

なお、次のいずれかに該当するときの提出先は、承継後の建設業者の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省各地方整備局(又は北海道開発局)となります。

- ① 承継先がすでに国土交通大臣許可を受けている。
- ② 承継先が既に愛媛県以外の都道府県知事許可を受けている。

## (3) 承継の対象について

「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可(更新を含む。)を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなります。

このため、建設業者としての地位の承継人は被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなります。一方、法第45条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人(個人)そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではありません。

## (4) 事業承継後の許可の番号及び有効期間の取扱いについて

- ① 承継人が事業承継後に使用する許可番号については、被承継人のものを引き続き使用することとなります。

ただし、承継人が建設業者である場合は、承継人と被承継人の許可番号のどちらを使用するか選択することができます。

- ② 建設業者としての地位を承継した場合における承継許可等に係る許可の有効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算(5年間)することとなります。

## (5) 認可申請に必要な書類について

承継の認可を受けるためには、以下の申請書類、確認書類が必要です。認可申請書の様式は愛媛県のホームページからダウンロードできます。

※令和5年1月から URL が変わります。

ホーム > 県政情報 > 県概要 > 組織案内 > 愛媛県の組織と主な仕事 > 土木管理課  
> 建設業許可申請関係

<https://www.pref.ehime.jp/h40100/sinsei/070/070005/070005.html>

⑨ 認可申請について、申請手数料はかかりません。